

○防衛省告示第百九十九号

自衛隊の大規模広報施設に係る入場料の徴収に関する実験の実施に関する省令（平成二十二年防衛省令第
十五号）第二条の規定に基づき、防衛大臣が別に定める自衛隊の大規模広報施設及び入場料の額を次のよう
に定め、平成二十二年十一月一日から施行する。

平成二十二年十月二十二日

防衛大臣 北澤 俊美

一 自衛隊の大規模広報施設

施設名	所在地
陸上自衛隊広報センター	東京都練馬区
海上自衛隊佐世保史料館	佐世保市
航空自衛隊浜松広報館	浜松市

二 入場料の額

施設名	十八歳以上の者（高校生及びこ	小学生、中学生若しくは高校生
-----	----------------	----------------

	れに相当する者を除く。)	又はこれらに相当する者
陸上自衛隊広報センター	一名につき一回五百円	一名につき一回二百円
海上自衛隊佐世保史料館	一名につき一回四百円	一名につき一回二百円
航空自衛隊浜松広報館	一名につき一回五百円	一名につき一回二百円
備考 防衛大臣が特に必要と認めるときは、入場料を減免することができる。		